

物価高騰により収益が悪化している中小企業の皆様へ

原油・原材料・エネルギー等の物価高騰により
収益が悪化している中小企業・小規模事業者の皆様に対する
緊急措置として応援金を交付しています。

申請受付期間：令和4年12月5日(月)～令和5年2月6日(月)

燃油高騰対応応援金

対象：トラック、バス、タクシー事業者

【交付単価】

トラック：大型 **3万円**、中型 **2万円**、小型 **1万5千円**

貸切バス：**2万5千円**

タクシー（ガソリン車、ディーゼル車）：**1万円** ※上限額：125万円

詳細はこちら



【申請書類の提出先及びお問い合わせ先】

■トラック運送事業者

〒849-0921 佐賀市高木瀬西三丁目1番20号

公益社団法人佐賀県トラック協会 【電話】0952-37-1457

■貸切バス運送事業者、タクシー運送事業者

<佐賀県バス・タクシー協会の会員>

〒849-0928 佐賀市若楠二丁目7-2

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 【電話】0952-31-2341

<佐賀県バス・タクシー協会の会員以外>

〒840-8570 (住所の記載は不要です)

佐賀県産業労働部産業政策課 経営担当 【電話】0952-25-7512

中小事業者物価高騰対応応援金

対象：トラック、バス、タクシー事業者以外

【交付額】

法人 **10万円**、個人事業主 **7万5千円**

詳細はこちら



【申請書類の提出先及びお問い合わせ先】

〒840-8799 佐賀中央郵便局留め

佐賀県中小事業者応援金相談センター

【電話】0570-076-670

※いずれも令和4年11月1日以前から事業を継続する必要があります。
※対象となる応援金に申請してください。(重複申請はできません。)